

令和元年第2回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

高橋 干佳

押印掲載
を省略

1 日時 令和元年 5 月 15 日 (水) 10 時 00 分～11 時 50 分

2 開催場所 仙台市役所本庁舎 2 階 第二委員会室

3 出席委員

蘆立 順美 委員

有川 智 委員

高橋 千佳 委員

水野 由貴 委員

(50 音順 敬称略)

*金澤 孝司 委員は都合により欠席

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局 財政部 契約課長	大泉 新一
財政局 財政部 契約課 主幹兼工事契約係長	大場 剛典
財政局 財政部 契約課 管理係長	岡部 圭子
都市整備局 参事兼技術管理室長	太田 進
水道局 総務部 企画財務課長	吉田 勝彦
水道局 総務部 企画財務課 契約係長	根本 大助
水道局 給水部 計画課 技術管理係長	瀬良 利明
水道局 給水部 南管路整備課 工事第二係長	早坂 伴浩
交通局 総務部 財務課長	中島 大樹
交通局 総務部 財務課 主幹兼契約管財係長	千葉 和宏
交通局 鉄道技術部 電気課長	黒須 潔
ガス局 総務部 財務課長	小松 淳
ガス局 総務部 財務課 契約係長	後藤 敏哉
ガス局 製造供給部 建設課長	加藤 弘道
ガス局 製造供給部 建設課 建設第一係長	佐藤 哲也

5 会議の経過

【1】開会

【2】議事の経過及び内容

進行： 有川 智 委員長

会議録署名委員： 高橋 千佳 委員

(1) 工事に係る入札及び契約手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」(資料 P1)、「入札方式別発注工事一覧表」(資料 P2~P29) 及び「指名停止の運用状況一覧表」(資料 P30) に基づき報告。

【質疑応答】

工事契約及び指名停止の状況

論点等	発言者	発言内容
工事契約の状況	事務局	<p>今回の報告は、平成30年10月1日～12月31日に契約した、予定価格1,000万円以上の工事案件が対象である。</p> <p>総契約件数は251件である。昨年同期は216件であり、総契約件数として35件増加している。内容は、主に下水工事など本庁の土木工事が増えたものである。</p> <p>特例政令適用一般競争入札は対象案件がなかった。</p> <p>制限付き一般競争入札は233件で、内訳は市長部局179件、水道局39件、交通局5件、ガス局10件である。</p> <p>指名競争入札は6件で、内訳は市長部局2件、水道局3件、交通局が1件である。</p> <p>随意契約は12件で、内訳は市長部局11件、ガス局1件である。</p> <p>(資料 P1~P29 参照)</p>
指名停止の運用状況	事務局	<p>今回の報告に係る期間(平成31年1月1日～3月31日)における指名停止案件は3件、3社である。</p> <p>No.1は、(株)協振技研である。これは工事案件ではなく業務委託案件に係る指名停止であるが、工事の予定価格算定に使用する資材単価算定に関する重大な事案であったことから、前回の入札等監視委員会においても調査結果と対応について報告させて頂いたところである。指名停止事由は、本市発注の「建設資材単価調査業務委託」において、所定の要領確認を怠ったことによる錯誤により、本市の事務事業に多大な悪影響を発生させたものである。</p> <p>指名停止要綱に定める措置要件の「過失による粗雑工事」に該当すること</p>

		<p>から指名停止期間を6ヶ月とした。指名停止期間を決めるにあたっては、通常期間の中の短期としており、今回該当する措置要件の場合は、2ヶ月～6ヶ月の2ヶ月となる。しかし、今回は発生させた結果の重大性に鑑み、最長の6ヶ月としたものである。</p> <p>No.2は、熱海建設(株)である。指名停止事由は、宮城県発注工事において、廃棄物を畑で焼却した結果として、廃棄物処理法違反により法人及び同社使用人が起訴され、罰金の略式命令を受けたものである。これは、指名停止要綱に定める措置要件の「不正又は不誠実な行為」に該当することから指名停止期間を2ヶ月としたものである。</p> <p>No.3は、(株)ケーユーケーである。指名停止事由は、本市発注の「中山吉成地区污水管改築工事4(更生工法)」及び「東仙台二丁目地区合流管耐震化工事(更生工法)」において、建設業法上兼務が認められない営業所の専任技術者を工事現場の監理技術者として配置していたものである。これは、指名停止要綱に定める措置要件の「契約違反」に該当することから指名停止期間を2ヶ月としたものである。</p> <p>(資料 P30 参照)</p>
停止期間の扱いについて	委員	<p>No.1の案件の確認だが、及ぼした結果が重大であることから、指名停止期間の中の長期とされている。2ヶ月～6ヶ月では、指名停止期間にかなりの違い、幅がある訳だが、通常は最短となるものが本件では最長である。</p> <p>最短と最長を決める際の明確な基準はあるのか。又、例えば4ヶ月など中間となる期間とすることもあるのか。</p>
	事務局	<p>指名停止期間は、本委員会において従前より説明してきた通り、余程の深刻な問題でもない限り、最短としている。最短以外の期間とする場合は、個別の事案ごとに判断することになる。</p> <p>今回の対象案件には、落札者の変更を余儀なくされるなど、入札に参加した事業者の混乱を招き、多大な迷惑をお掛けしたものもある。また、実際の金額に変更が生じたため変更契約を行ったものもあった。これらの問題への対応のために、本来は不必要な数千件の調査及び対応策の策定、実施など市政運営の現場に及ぼした影響も極めて大きい。以上の結果を踏まえて、本市としては、指名停止期間を該当事項における最長としたものである。</p>
指名停止事由の認定について	委員	<p>会議資料の指名停止事由の説明では、「錯誤により」という表現がなされているが、錯誤によると認定されたのはなぜか。</p>
	事務局	<p>業者への事情確認、ヒヤリングを行った結果、作業ルールの理解不足が確認されたことから錯誤と認定したものである。</p>
	委員	<p>仮に「錯誤」ではなく、「故意」と確認された場合は、指名停止期間の扱いにはどのような影響があるのか。そのあたりの事情も加味した判断が行われるのか。或いは、生じさせた結果の大きさだけで行われるものなのか。</p>

	事務局	<p>基本的には、指名停止期間は発生した結果に基づいて決めることになる。但し、「故意」によることが判明すれば、これとは別のもっと重大な判断を行うことになる。指名停止要綱では長期の2倍まで延長できる条項なども設けられている。今回は、故意ではないため、そのような観点からの判断は行っていない。</p>
--	-----	--

(2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

1) 事務局より、今回審議対象となる 251 件の工事のうち、水野委員が事前に抽出した「入札方式別発注工事抽出事案」10 件を報告。(詳細は資料 P31 参照)

2) 委員会審議により、1)の10件のうち本日審議する事案として以下の6事案を選定。

【選定事案】

◆制限付き一般競争入札

- ①中山吉成地区污水管改築工事4 (更生工法) (水野委員抽出)
- ②仙台市立荒井小学校校舎等及び屋内運動場並びに (仮称) 七郷第二児童館新築工事 (蘆立委員抽出)
- ⑤管整 第30-36号 口径300 長町七丁目地内配水管更新工事 (高橋委員抽出)
- ⑥地下鉄南北線カテナリー電車線路設備更新工事 (泉中央方その2) (水野委員抽出)

◆指名競争入札

- ⑨実沢整備工場第二リフト及びピット更新工事 (水野委員抽出)

◆随意契約

- ⑩平成30年度南蒲生浄化センター汚泥焼却施設機械設備整備工事 (水野委員抽出)

(3) 抽出事案の審議

【質疑応答】

「①中山吉成地区污水管改築工事4（更生工法）」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、中山吉成地区の污水管の改築工事である。工事概要は、取付污水管の開削工，更生工，撤去工及び関係附帯工事一式である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札で，総合評価方式簡易Ⅰ型（土木型）適用とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため，工事の内容を踏まえて，入札参加資格として，建設業許可の区分が「特定」，所在地要件は，過去の類似及び同種工事の発注実績から仙台市内に「本店」を有すること，格付評点は，工事規模等から土木工事の格付評点が800点以上，施工実績としては，元請として平成15年以降に完成した下水道管布設工事又は下水道管渠更生工法の工事としたほか，配置技術者の条件等を設定した。</p> <p>入札参加申請者数は1社で，電子入札を実施した。開札の結果，総額判断基準価格を下回った入札ではなかったため，(株)ケーユーケーを落札候補者とした。後日，技術資料等の審査を経て，同社を落札者と決定した。</p> <p>なお，(株)ケーユーケーは先般指名停止の運用状況にてご報告した業者であり，この工事が指名停止事由の元となった工事案件である。</p> <p>(詳細は資料 P32～35 及び P64 参照)</p>
入札参加資格を持つ業者数及び落札業者について	委員	<p>入札参加資格を持つ業者数は何社か。また，改築工事4となっており，区画を分けて施工したとのことだが，受注業者は同じではないのか。</p>
	事務局	<p>資格条件を満たす業者数は約100社である。また，先行して1～3の改築工事を落札した業者は全て別の業者である。</p>
入札参加申請が少ない理由について	委員	<p>資格条件を満たす業者が100社もある中で，入札参加申請が1社に留まったのは何故か。</p>
	事務局	<p>入札を行ったのが9月であり，例年多くの業者が当面の工事の契約を終えている時期にあたる。そのため，技術者手配の制約などから新たな工事に注ぐ余力を持つ業者が少なかったためと考えられる。</p> <p>また，この工事は更生工法を用いることから，対応できる業者が限られたという事情もある。因みに，本市の発注工事だけでもこの工法での工事数が多かったのが実状である。</p>
工事内容による使用技術の違いに	委員	<p>会議資料 P2 に記載の更生工法を用いた工事では，耐震化工事ないしは改築工事といった工事内容の違いにより，必要とされる技術も変わってくるのか。</p>

について	事務局	更生工法は、既設管などの設備を活かして、補修により機能を維持させるものである。改築工事も耐震化工事も共に使用設備は同じであり、経年劣化なのか地震被害への対応なのかという工事の実施目的が異なるということである。
高い落札率を見込めるか否かについて	委員	入札参加申請者数が少ない工事となることから、高い落札率を見込んだ入札になっている面はないのか。
	事務局	入札参加申請者数が複数ある場合でも、開札時には1社しか残らない場合もある。これは、同時期にあった他工事の開札で落札が決まり、辞退が発生するためである。また、不調になる案件も目立つことから、予め高い落札率を見込んでいるとまでは考えていない。 更生工法による工事では、傾向として不調、或いは辞退が発生することが他の工事と比べて多くなっている。また、応札に至っても入札価格に満足していないという声を業者から耳にすることもある。ぎりぎりの価格での入札になることも多いことから、入札申請が少なくなり、結果として、落札率が高くなる案件が見られる。
	委員	この改築工事の1～3の時の入札でも同じ傾向が見られたのか。
	事務局	概ね4社程度の入札申請があり、一定の競争性は確保されていた。 制限付き一般競争入札なので、入札参加者数はわからないので高い落札率で落札可能か否かという見込みはたて難いはずである。 また、入札価格の他に作業環境面の制約によっても開札の状況は変わるので、工事の工法だけで傾向を語ることは難しい。
	委員	総合評価の中に、再評価がなされている項目である、「若手又は女性技術者の配置状況」について具体的に説明して欲しい。
総合評価で再評価となった項目について	事務局	これは、若手の技術者不足及び他業種と比べて女性技術者の進出が少ないという現状の改善に役立てる目的で設けられた評価項目である。 因みに、若手とは40歳以下のことであり、女性には年齢制限はない。
	委員	この項目が再評価となったのは、評価項目の解釈に誤りがあったためなのか。
	事務局	その通りである。事情聴取では、意図的ではないが、理解不足が原因だったことが判っている。
	委員	女性技術者は、年齢を問わず評価することのだが、外国籍の人材も含まれるのか。
	事務局	国籍要件は設けられておらず、必要な資格及び実務経験を有していれば評価点の対象として扱う。

「②仙台市立荒井小学校校舎等及び屋内運動場並びに（仮称）七郷第二児童館新築工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、荒井小学校の校舎等及び屋内運動場並びに（仮称）七郷第二児童館の新築工事である。工事概要としては、鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）の3階建て校舎，屋内運動場及び児童館の新築工事一式である。</p> <p>入札方式は、制限付き一般競争入札で総合評価方式簡易Ⅰ型（建築型）適用とした。本事案は、3社による共同企業体の建築工事である。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、代表者の入札参加資格を建設業許可の区分を「特定」、所在地要件は、過去の類似及び同種工事等の発注実績から仙台市内に「本店」を有すること、格付評点は、工事規模等から鉄筋・鉄骨コンクリート建築工事の格付評点が1,000点以上、施工実績としては、元請として平成15年以降に完成した鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物の新築，増築又は改築工事で延床面積が4,500㎡以上の建築物の建築工事（共同企業体の場合は、出資比率が40%以上のものに限る。）としたほか、配置技術者の条件等を設定した。</p> <p>また、代表者以外構成員1及び代表者以外構成員2の入札参加資格を、建設業許可の区分を「特定」、所在地要件は、過去の類似及び同種工事等の発注実績から仙台市内に「本店」を有すること、格付評点は、工事規模等から鉄筋・鉄骨コンクリート建築工事の格付評点が850点以上、施工実績としては、元請として平成15年以降に完成した鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物の新築，増築又は改築工事で延床面積が2,250㎡以上の建築物の建築工事（共同企業体の場合は、代表者以外の構成員としての実績も可とする。）としたほか、配置技術者の条件等を設定した。</p> <p>入札参加申請者は4共同企業体で、4共同企業体による郵便入札を実施した。開札の結果、辞退した1共同企業体を除く3共同企業体の中で、最も評価値の高い巧成建設・同事建設・丹秀工務店共同企業体を落札候補者とした。今回の案件では、3共同企業体が調査基準価格を下回ったため、辞退した1共同企業体を除く2共同企業体に対してヒアリングを含めた調査を行った結果、2共同企業体とも適正な工事を行うことができると判断した。後日開催の総合評価委員会において、技術資料等の審査を経て、同社を落札者と決定した。</p> <p>（詳細は資料P36～39及びP65参照）</p>
共同企業体における総合評価の評	委員	<p>共同企業体の場合の総合評価の評価点は、代表企業の評価点ではなく、共同企業体を構成する全ての企業のものを考慮しているのか。</p>

価点の扱いについて	事務局	総合評価の評価項目は、大きく分けて、企業の施工能力、配置予定技術者の能力、企業の地域貢献、その他がある。その内、企業の施工能力は代表企業の実績を、企業の地域貢献は代表者を含む全ての構成企業のうちいずれかの実績を、評価の対象としている。
	委員	共同企業体の中の複数の企業が評価対象になる場合は、複数企業が評価項目に該当していても点数が加算されることはないのか。
	事務局	その通りである。評価対象とする実績は、複数企業の実績の合算ではなく、構成企業のいずれか1社の実績である。入札時は、構成企業の中から当該評価項目で最も高い評価値を得ることができる企業の実績を採用し、評価値申告書を作成しているものと思われる。

「⑤管整 第 30-36 号 口径 300 耗 長町七丁目地内配水管更新工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、長町七丁目の配水管の更新工事である。工事概要は、長町七丁目地内に配置されている外面被覆のないダクタイル鋳鉄管を更新するものである。この鋳鉄管は、経年劣化に伴う外面腐食により、漏水の発生が想定されており、防食と耐震性に優れたポリエチレンスリーブ被覆を施したダクタイル鋳鉄管に更新する工事である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札で、総合評価方式簡易Ⅰ型（配管工事）適用とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、建設業許可の区分が「特定」、所在地要件は、過去の類似及び同種工事の発注実績から仙台市内に「本店」を有すること、格付評点は、工事規模等から水処理施設工事の格付評点が750点以上、施工実績としては、元請として平成15年以降に完成した上水道送配水管布設工事としたほか、配置技術者の条件等を設定した。</p> <p>入札参加申請者数は1社で、電子入札を実施した。開札の結果、総額判断基準価格を下回った入札ではなかったため、(株)日幸商會を落札候補者とした。後日、技術資料等の審査を経て、同社を落札者と決定したものである。</p> <p>(詳細は資料 P47～50 及び P68 参照)</p>
入札参加申請者が1社と少なかった理由について	委員	この工事案件は、会議資料 P19 記載の配管工事の一つだが、同様の配水管工事の入札参加申請者も少ない。但し、他の案件は、少ないながらも入札参加申請者数は複数である。この案件のみ申請者数が1社に留まったのはなぜか。何か特殊な事情があるのか。
	事務局	特段の理由はないが、敢えてあげれば、現場は交通量が比較的多く、近隣

		<p>には病院、保育所、小学校があるほか、また、マンションが多く建てられている地域でもあった。また、地下埋設物も多い場所であった。</p> <p>ここでは、夜間工事への苦情が予想されたことから、昼間の工事を前提としていた。以上の地域事情が、業者に入札参加を敬遠させた要因ではないかと考えている。</p>
工事予定価格の設定について	委員	<p>因みに、本案件のように施工時に配慮が必要な工事は、工事に特に配慮を必要とせず、容易に行えるものと比べて、予定価格は高く設定されるものなのか。</p>
	事務局	<p>工事予定価格の扱いには特に違いはないが、夜間工事の場合には、夜間の施工単価が使われる。</p>
夜間工事前提となる場合の予定価格の積算について	委員	<p>地域事情から、夜間工事が前提条件となる場合は、一般的には人件費の扱いが違ってくと思う。その際の予定価格の積算は、人件費単価を高くするなど工事毎に変えて見積もることもあるのか。</p>
	事務局	<p>工事箇所によっては、夜間工事を選択せざるを得ないことはある。若し、工事場所、道路の幅員などを加味した上で、夜間工事を行う必然性があれば、それを想定した積算を行う。昼間と夜間との工事の扱いでは、人件費などには当然反映されるがそれ以外では大きな違いはない。</p>
	委員	<p>入札参加業者は、それらの事情を踏まえて応札すると考えて良いか。</p>
	事務局	<p>本案件の入札時のように複数の中から選択可能な場合は、工事が容易な現場に人気が集まる傾向は確かに見られる。</p> <p>但し、総合評価の一般競争入札では、事前に結果を見通すことは困難で、あくまで結果として捉える以外にはない。</p>
入札参加資格業者数について	委員	<p>因みに、この案件への入札参加資格を持つ業者は何社あるのか。</p>
	事務局	<p>所在地要件及び格付け評点の条件に該当する業者数は53社である。</p>
工期の長さ分割発注について	委員	<p>本事案は工期が約1年と長く設定されているが、同種の工事は概ね同じ設定なのか。或いは、他の工事で時折見られる「その(1)」、「その(2)」のように分けて施工することも可能な案件なのか。</p>
	事務局	<p>この工事は、予定価格が1億円を超えており、水道工事としては大規模工事である。この場合の扱いとしては、配置技術者の問題もあり、工事を分けるのではなく、工期を長く取って大型案件として発注するのが一般的である。</p> <p>大型工事では、分割発注という扱いも確かにあるが、受注業者の立場になって考えると工期を長く設定し、配置技術者を効率よく配置できる案件でなければ、入札への参加が見込めない事情がある。</p>
夜間工事扱いの判断及び積算価格への影響に	委員	<p>夜間工事扱いとする判断はどのように行っているのか、判断するタイミングと併せて教えて欲しい。また、人件費などの積算に及ぼす影響はどうなるのか。</p>

ちて	事務局	<p>基本的には、発注時点で現場の状況を考慮して夜間工事の必要の有無を判断している。また、発注後も警察の道路使用許可等の協議などにより、昼間に予定していた工事が夜間になることもある。</p> <p>例えば、誘導員の配置人数などは、現場の条件を加味して予め多く想定することもあり、積算に反映されている。</p>
工事内容の情報開示について	委員	発注する仙台市並びに入札参加業者双方が、夜間工事としての扱いが前提になることなどは予め情報共有しているのか。
	事務局	設計図書等によりわかるように発注している。

「⑥地下鉄南北線カテナリ－電車線路設備更新工事（泉中央方その2）」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、地下鉄南北線のカテナリ－電車線路の設備更新工事である。工事概要は、泉中央駅から黒松駅間の電車通路設備期間における電車線路の支持物等の交換を行う工事である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札で、総合評価方式簡易Ⅰ型（プラント型）適用とした。</p> <p>工事の履行能力を確認するため、工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、建設業許可の区分が「特定」、所在地要件は、過去の類似及び同種工事の発注実績から仙台市内に「営業所」を有すること、格付評点は、工事規模等から電気設備工事の格付評点が850点以上、施工実績としては、元請として平成20年以降に完成した電車線路支持物の新設又は交換を含むカテナリ－電車線路設備工事としたほか、配置技術者の条件等を設定した。</p> <p>入札参加申請者数は2社で、2社による郵便入札を実施した。開札の結果、総額判断基準価格を下回った入札が1社で、失格基準価格も下回っていた。残った1社である新生テクノス(株)東北支社を落札候補者とした。</p> <p>後日、技術資料等の審査を経て、同社を落札者と決定したものである。 (詳細は資料 P51～54 及び P69 参照)</p>
施工可能な業者数について	委員	本工事を施工できる業者数は何社あるのか。
	事務局	全国に20社程ある。
	委員	その内、仙台に営業所があるのは何社か。
	事務局	5社である。
入札参加者数の見込みについて	委員	この工事は、そもそも入札参加業者を多く見込めないものだったのか。
	事務局	工事が可能な業者は、概ねJRか大手私鉄の関連会社となっている。仙台エリアに営業所があり、本工事への発注が可能な業者数は5社に限られる状況にある。

入札参加が少ない前提での工事か否かについて	委員	そのことを前提とした入札だったのか。
	事務局	工事の見積りを行う対象企業の選定も仙台に営業所のある業者である。
	委員	それでは今回は、入札参加が 2 社しかなかったというよりは、2 社もあったと捉えているのか。
	事務局	<p>本当のところ、もう少し多くの入札参加を見込んでいたが、何分にも仙台市が発注するこの種の工事は数十年ぶりだった。定常的に仕事を発注している J R などの工事との兼ね合いにより、入札参加が少なくなったものと考えている。</p> <p>特に難しいのは、予定価格以上に工事を行う人材面での制約であり、これによる影響が大きかったと分析している。</p>
入札参加業者間の入札額の差について	委員	入札に参加した 2 社間の入札額にはかなりの開きがあるが、これは工事の積算が難しいことにより生じたものなのか。
	事務局	この工事の積算が特別難しかったということではない。但し、特殊な部材を使用するため、その面で金額に差が出たものと考えている。
	委員	失格した業者の失格理由は、一般管理費となっているが、入札価格の違いはこれによるものなのか。
	事務局	失格理由は一般管理費ではあるが、純工事費及び現場管理費においても今回落札に至った業者とは金額の差は大きかった。
高い落札率となる背景について	委員	落札業者の落札率が 99.94%となっているが、失格した業者の入札額では落札には程遠いという感じなのか。
	事務局	<p>入札に参加した 2 社の間では、人件費などの違いもあるが、部材価格に大きな開きがあった。使用する部材が鉄道でしか使わないこともあり、どこから調達するのかによって価格に差が生じるようである。</p> <p>見積りの徴取段階から、これによる価格の差は大きく出ていたところであった。</p>
失格理由と費目の関係について	委員	部材であれば、通常は純工事費になると思う。失格業者は、部材を安く調達可能であり、全体的な入札価格を低く抑えられたことが、むしろ失格に繋がった面はないのか。
	事務局	失格理由は、純工事費ではなく一般管理費である。部材調達による価格差の影響はないものと考えている
	委員	<p>一般管理費は管理費であり、部材を安く調達するために係る人件費等に類する費用である。また、一般的に純工事費の低い企業は一般管理費も低くなる傾向がある。</p> <p>純工事費のみを抑えて一般管理費を下げないことは、通常では難しいと考える。つまり、調達方法による影響を強く受ける純工事費の設定が低ければ、</p>

		それが一般管理費にまで及ぶのではないかと危惧する。
	事務局	積算時の見積りは、複数社から徴取しており、基本的には価格の低いものを採用している。あくまで積算のルールに基づいて予定価格を決めている。
予定価格に決め方における工夫の余地について	委員	<p>厳格なルールに基づいて積算が行われていることは全面的に納得できる。但し、多少の違和感があるのは、結局のところ予定価格次第でそれに合わせる形で各費目の内訳が決まり、失格基準価格が決まることである。それでは、そもそも予定価格設定の際の基準の取り方によっては、失格基準価格を上回らないのではないか、ということである。</p> <p>その場合は、現状よりも落札率を下げるができるケースも期待できるのでは、と考えるからである。競争原理をより有効に働かせる上でも、予定価格の決め方は重要だと思うが、如何か。</p>
	事務局	<p>この工事は鉄道施設であり、先程の説明の通り国内での部材の調達先が限定される事案である。そのため、部材の仕入れでは業者間に大きな格差が生じるのが実状である。発注側として見積りを採用する場合には、基本的なルールを超えた判断を行うことは極めて難しい。因みに、今回入札に参加した2社からは共に見積りを徴取済みであり、見積りの際の失格業者の頑張りによっては、予定価格も変わり、失格にならなかったかも知れない。</p> <p>一般競争入札では、ダンピング対策として失格基準価格を決めて行う必要がある。見積りを徴取し、決められたルールによって積算を行っている。これを基にした失格基準価格の設定は、個別に判断することは難しく、一定の基準を設けることは不可欠である。</p>
失格基準価格の見直しについて	委員	失格基準価格の見直しは、随時行われているのか。
	事務局	<p>その通りである。最近ではダンピング対策もさることながら、施工業者に一定の適正な利益が担保されることが重視されている。</p> <p>これは、若手技術者の育成など、企業を継続性を持って適正に運営できるように配慮したものである。実際のところ全国的にも、仙台市としても失格基準価格の切り上げを状況に応じて実施してきている。</p>

「⑨実沢整備工場第二リフト及びピット更新工事」について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、実沢整備工場の第二リフト及びピットの更新工事である。工事概要は、実沢営業所内にある実沢整備工場の第二リフト及びピットを更新する工事である。</p> <p>入札方式は、指名競争入札とした。入札方式の決定にあたっては、当初、制限付き一般競争入札として、市内本店、鉄筋鉄骨コンクリート建築工事 600</p>

		<p>点以上を入札参加条件としたが、入札参加者がなく中止となった。</p> <p>本案件は、実沢整備工場のリフト及びピットの老朽化に伴う更新工事であり、早急な対応を要することから指名競争入札としたものである。</p> <p>指名業者数は 15 社で、指名業者の選定にあたっては、技術的水準及び過去の実績等を勘案し、仙台市交通局契約業者指名基準に基づき、市内に「本店」を有する鉄筋鉄骨コンクリート建築工事業者の中から選定したものである。</p> <p>入札の結果、指名業者 15 社のうち 14 社が辞退し、残る 1 社である遠藤工業㈱が落札者に決定した。</p> <p>(詳細は資料 P60～61 及び P72 参照)</p>
指名業者数について	委員	指名業者数は 15 社とのことだが、15 社指名としたのは何故か。
	事務局	指名競争入札を行う際の指名業者数は、予定価格により決まっているが、本事案の金額では基準により 8 社～15 社である。今回は、指名辞退の可能性を考慮して、競争性を確保するために最も多い 15 社としたものである。
指名競争入札に切り替えた理由について	委員	指名競争入札にしたのは、人気薄の工事だったということか。
		<p>工事内容は、設備工事と建築工事を併せて行うものである。ピットの建築工事のみであれば多くの業者が対応可能だが、リフトを扱う設備業者は、本市の競争入札参加資格者名簿には載っていない。そのため、設備業者を直接指名せず建築業者に発注し、建築業者が設備を用意する必要があった。</p> <p>この工事は、予定価格に占めるリフト設備の比重が高く、建築業者が十分な利益を確保し難いとの判断から敬遠されたと考えている</p>
リフト設備の納入について	委員	建築業者が独自で、リフト設備を納入できる業者を探す必要があったのか。
	事務局	その通りである。利益幅が薄いと思われたこと及び設備納入の問題が、入札への参加を躊躇させたのでは、と考えている。
十分な利益の確保が図られているかについて	委員	<p>下請に委託するリフト設備を除けば、元請の建築業者が感じる利益が十分ではないというのが気になる。</p> <p>仙台市の方針として、企業の継続性を考慮し、適正な利益が確保される予定価格としているという従前からの説明からは違和感がある。</p>
	事務局	建築業者は、この工事だけを見て入札参加を判断していない。あくまで、多数ある入札参加が可能な工事の中から、優先順位を定めて入札への可否を決めている。この結果は利益の問題だけではなく、相対的な比較から他に魅力のある工事があったためだと判断している。
共同企業体として扱う条件について	委員	この工事は、別途設備業者の参入も見込める状況であれば、共同企業体としての扱いとすることも可能だったのか。
	事務局	先程の説明の通り、この案件では設備を納入できる業者自体が本市の入札

		<p>参加資格者名簿にないため、共同企業体にはできない。</p> <p>また、本市では共同企業体運営基準を定めており、予定価格の大きさ及び高度技術の必要性等を勘案して対象となる工事を選定している。</p>
リフト設備を納入できる業者数について	委員	リフト設備を造れる業者の登録が仙台市の入札参加資格業者名簿にはないとのことだが、リフトを製造していて設置工事まで行える会社は、日本には何社あるのか。
	事務局	日本国内に2社～3社あるのみである。
リフト設備の輸入について	委員	設備を輸入して対応することはできないのか。
	事務局	コスト面から考えて無理である。
リフト設備の仕入れ先について	委員	この工事を受注するには、国内の数社の中から設備を仕入れることになるのか。
	事務局	その通りである。
	委員	設備を仕入れるパイプを持たない業者は応札できないということか。
	事務局	既にパイプを持っている業者は応札へのハードルは比較的低いが、持たない業者でも新たにパイプを作ることは可能である。
リフト製造の費目について	委員	リフトを造る代金は純工事費になるのか。
	事務局	その通りである。
	委員	機器製作費という費目もあるが、純工事費扱いになるのか。
	事務局	純工事の内訳の中に機器製作費が含まれている。
機器製作費の見積りにについて	委員	機器製作費の見積りは、国内の数社から徴取したのか。
	事務局	その通りである。
見積り価格のバラツキについて	委員	数社の見積り価格にはバラツキはないのか。
	事務局	ある程度のバラツキはある。
リフト設備業者とのパイプについて	委員	今回は15社を指名したものの、既にリフト設備業者とのパイプを持つ業者が少ない中で、新たにパイプ作りに挑戦する業者がなかったということか。
	事務局	応札が1社に留まった訳だが、実は他にも2社からの設計図書の購入があった。その業者では入札に参加するかの検討は行われたと思うが、結果的に応札回避という判断に至ったと考えている。

「⑩平成30年度南蒲生浄化センター汚泥焼却施設機械設備整備工事」 について

論点等	発言者	発言内容
事案説明	事務局	<p>本工事は、南蒲生浄化センター汚泥焼却施設の機械設備の整備工事である。</p> <p>工事概要は、南蒲生浄化センター汚泥焼却施設の安定した稼働確保を目的とした、機械設備の点検整備に加えて、補修及び経年劣化の確認を行う整備</p>

		<p>工事である。</p> <p>契約方式は特命による随意契約とした。随意契約とした理由は、汚泥焼却施設機械設備が、「㈱クボタ」の独自技術により構築した特注少量生産プラントであるためである。そのため、機器設備及び使用部品は同社独自のものであり、プラントとして設備機器を相互にバランス良く稼働させるためには、同社の技術が不可欠である。</p> <p>また、年間運転計画では、焼却炉の停止期間を最小限に設定する必要がある、迅速且つ正確な機械設備整備工事の実施が強く求められている。</p> <p>これらの事情に鑑み、機器点検及び整備については、設計・施工業者である「㈱クボタ」から業務を直接引き継いだクボタ環境サービス(㈱東北支店以外が施工することは出来ない)と判断し、当該業者を選定したものである。</p> <p>なお、特命とする根拠法令は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(随意契約)「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため、必要な物品の売払いその他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」である。因みに、落札率は98.55%である。</p> <p>(詳細は資料 P62～63 及び P73 参照)</p>
契約締結業者以外からの見積りについて	委員	随意契約における予定契約の設定にあたっては、本事案であればクボタ環境サービス(㈱)からの見積りによる以外はないのか。
	事務局	<p>ご指摘の通り、クボタ環境サービス(㈱東北支店)から見積りを徴取している。</p> <p>但し、予定価格はその見積りだけで設定している訳ではない。あくまで、使用する部材など積算に必要なところのみを対象としている。例えば、人件費の算定では、一般的な労務単価などを用いて本市の基準で行っている。</p>
入札額と予定価格との乖離について	委員	今回の見積合せでは、1回目の見積合せにおいて見積金額と予定価格の間に約5千万円の違いがでていた。これは、見積り業者から徴取した見積り以外の部分によるものなのか。
	事務局	一般的にはその通りであり、見積り業者の希望価格である。なお、徴取した見積りも必ずしも全てを本市が認めるとは限らず、過去の実績等を踏まえて修正を加えることもある。
開札の進め方について	委員	実際の開札は、具体的にはどのように行われているのか。
	事務局	<p>第1回目の見積金額は、事前に書面で提出されたものだが、予定価格との照合で落札に至らなければ、第2回目以降は口頭によって見積金額の提示を受け付ける。その手続きを順次続けるなかで、見積金額が予定価格を下回れば決定となる。</p> <p>随意契約は、価格交渉が可能な契約方式であるため、交渉を積み重ねることで予定価格に近づけ、最終的に決定を目指すものである。仮に、予定価格</p>

		を下回る見積りに至らなければ不調となる。
不調時の対応について	委員	不調になった場合はどうするのか。
	事務局	予定価格の積算を改めて行うことになる。
予定価格を上げる余地について	委員	改めての積算で予定価格を上げる余地はあるのか。
	事務局	<p>仮に、見積合せ時に見積金額が予定価格と小額の差で折り合わない場合は不調とはせず、可能であれば積算のための現場説明を行うなど互いの認識の差を埋めることで、折り合わない微妙な価格差を先方に見直して頂き、業者決定となるよう努力する。</p> <p>それでも不調とせざるを得ない場合にのみ、予定価格の積算を改めて行っている。その際は、現場説明時に前回把握した見積金額と積算上の乖離の内容を精査した上で、改めて予定価格を算定することになる。</p> <p>但し、予定価格を上げることで業者決定を前提とした積算、見直しではなく、施工条件など他の要因を含めて乖離した部分を埋める手続きを行っている。</p>
点検整備を行う頻度及び整備工事を行う目安について	委員	安定した稼働を確保するための機械設備の点検整備を行う頻度はどれ位か。仮に、点検整備が毎年必要であれば、随意契約も毎年行わなければならない点が気懸りである。
	事務局	整備工事の内容は、数年ごとに行うオーバーホールの意味合いが強い。そのため、毎年行うものではなく、整備の必要に応じて何年か間を空けて行っている。
	委員	整備が必要な点が確認された時に随時工事を行うということか。
	事務局	整備工事とは別に、年間契約で別途保守点検を行っている。そこで発見された内容を踏まえて、年度毎の点検整備、補修の実施計画に反映させ、計画的に整備工事を行っている。

6 その他

(1) 契約制度の改正について（報告）

- ① 有川委員長から「仙台市入札等監視委員会運営要領」改正について委員会に諮る意向が表明された。内容は、委員会審議事項資料の様式の改正であり、事務局から改正案の詳細な説明を行った。

なお、報告説明への質問はなく、改正案は承認された。

- ② 事務局から「仙台市入札等監視委員会設置要綱」改正について報告を行った。

なお、報告説明への質問はなかった。

- ③ 事務局から落札率資料を用いて、平成 30 年度の工事契約落札率についての報

告を行った。

なお、報告説明後の質疑内容は以下の通りである。

論点等	発言者	発言内容
対象期間における工事件数の変動について	委員	落札率資料 P3 の落札率の推移の表中①全合計欄では、3 ヶ年比較の中間年である平成 29 年度のみ工事件数が少ない。背景にある要因は何か。
	事務局	<p>表中の 3 ヶ年の工事件数の変動要因を挙げると、平成 28 年度は、学校のトイレの改修、バリアフリー化について補正予算がつき、工事件数が多かった。平成 29 年度は、直接の工事発注に繋がる補正が少なく、通常通りの工事件数であった。そして平成 30 年度は、下水道関係の補正が多かったためである。</p> <p>以上の通り、年度毎の補正予算の違いにより工事件数の上下動が生じたものである。今後は、震災関連工事の終了が近づいていることもあり、工事件数の年度毎の変動は落ち着くものと考えている。</p> <p>なお、今後は震災関連工事がなくなることによる工事件数の減少が見込まれるが、一方で更生工法を用いた大規模な改修工事の増加が見込まれている。これらのことから、全体としての工事件数は幾分減るものの、震災関連工事終了後は年度による大きな違いは生じないものと予想しているところである。</p>

(2) 今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

- ① 次回の抽出委員は蘆立委員に依頼する。
- ② 次回の委員会の日程は、令和元年 8 月 8 日（木）15 時からの予定である。

7 閉会